# インプラント10年保証規約

# 第1条(保証規約の目的)

本保証規約は、ガイドデント認定歯科医療機関(以下「認定歯科医療機関」といいます。)が、その患者に対して行うインプラント治療の長期品質保証(インプラント第1次治療後から導入を開始するものであり、以下「保証」といいます。)にかかる内容を規定するものです。

# 第2条 (用語の定義)

この保証規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) ガイドデント・ネット

株式会社ガイドデント(以下「ガイドデント」といい、認定歯科医療機関と共同して本保証を運営・提供します。)が運営し、ガイドデントと認定歯科医療機関(以下「認定歯科医療機関等」といいます。)で構成される再治療ネットワーク組織をいいます。

(2) ガイドデント認定歯科医療機関

ガイドデントから認定された保証書および Web 上の付保証明(以下「保証書」といいます。)記載の適格歯科医療機関またはその歯科医師をいいます。

(3)被保証者

保証規約に基づく保証の対象者をいい、ガイドデント保証データベースに登録された患者をいいます。

(4) インプラント体

チタン素材における人工歯根をいい、上部構造に対してアバットメントを含む下部構造をいいます。

(5)上部構造

インプラントの上部に連絡する人工の歯をいいます。

(6) 定期メインテナンス

被保証者が、保証を受けるために受診しなければならない定期のメインテナンスであり、その内容は認定歯科医療 機関が定めるところによります。

(7) インプラント第1次治療

インプラント治療において、歯を喪失した部分にインプラント体を埋め込む手術をいいます。

(8) 保証部位

保証書の埋入部位に記載されたインプラント体および上部構造(付属するすべてのパーツを含みます。)をいいます。 (9) 再治療

インプラント治療を行った保証部位を再び治療することをいいます。

(10) 保証期間

保証書に記載された品質保証期間をいいます。

## 第3条(被保証者の遵守義務)

- 1.被保証者は、認定歯科医療機関において、保証期間の初日から2年間は1年に2回以上、3年目以降は1年に1回以上のメインテナンスを受けることを要します。
- 2. 第1項の規定にかかわらず、被保証者が次のいずれかの事由に該当した場合に限り、ガイドデント・ネットを利用して他の認定歯科医療機関、または他の歯科医療機関(歯科診療所または病院のことです。)において、第1項に規定する定期メインテナンスを受けることができます。
- (1)被保証者の転居により、認定歯科医療機関において、定期メインテナンスを受けることが地理的に著しく困難になったと認められるとき
- (2) 認定歯科医療機関の転院または閉院により、当該認定歯科医療機関において、定期メインテナンスを受ける ことが著しく困難になったと認められるとき
- (3) その他認定歯科医療機関において、定期メインテナンスを受けることができない前2号に掲げる事由と同程 度の事由があるとき
- 3. 第2項の事由が生じたときは、被保証者はすみやかに認定歯科医療機関等に通知してください。
- 4. 被保証者が正当な理由がなく第 1 項に規定する義務を履行しなかったときは、それによって認定歯科医療機関等が被った損害の額を再治療費用相当額から差し引いた残額または損傷等の発生および拡大を防止することができたと認められる額を再治療費用相当額から差し引いた額を上限に無償で再治療を行います。ただし、保証限度額を上限とします。

## 第4条(保証の内容)

- 1. 認定歯科医療機関は、被保証者が保証期間中に次のいずれかの事由に該当したとき(以下「再治療事由」といいます。)、保証書記載の額(以下「保証限度額」といいます。)を上限に、無償で再治療を行います。
- (1) 認定歯科医療機関の指示に従い定期メインテナンスを受診し、口腔内において正常に機能していた状態で、 保証部位が脱落または破折したとき
- (2) 認定歯科医療機関の指示に従い定期メインテナンスを受診し、口腔内において正常に機能していた状態で、 偶然な事故により保証部位が脱落または破折したとき
- 2. 第 1 項の規定にかかわらず、被保証者が保証期間中に次のいずれかの事由に該当または起因して保証部位が脱落または破折したときは、有償で再治療を行います。
- (1)被保証者の故意または重大な過失
- (2)被保証者の定期メインテナンス不履行
- (3) 認定歯科医療機関以外で行われたインプラント治療
- (4)被保証者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (5) 保証部位の経年による摩耗等・摩滅・さび・腐敗・変質・変色等
- (6) インプラント体および上部構造の瑕疵を原因とした身体障害
- (7) 地震、噴火、またはこれらによる津波
- (8) 火災および洪水・高潮・暴風・台風などによる水災
- (9)戦争、外国の武力行使、テロ行為、革命、内乱、武装反乱その他これに類似の事変または暴動
- (10) その他本保証規約に反する行為
- 3. 被保証者が認定歯科医療機関以外において再治療を受けるときは、本条の規定は適用しません。
- 4. 認定歯科医療機関の保証責任の履行を確保することを目的として、保証運営・提供者であるガイドデントは、再保険会社(米 S&P 社格付け A 格以上)と再保険契約を締結するものとします。

## 第5条(認定歯科医療機関における再治療)

- 1. 第3条(被保証者の遵守義務)第1項の規定を満たし、かつ、被保証者が次のいずれかの事由に該当した場合に限り、ガイドデント・ネットを利用して、他の認定歯科医療機関において、第4条(保証の内容)に規定する再治療を受けることができます。
- (1)被保証者の転居により、認定歯科医療機関において再治療を受けることが地理的に著しく困難になったと認められるとき
- (2) 認定歯科医療機関の転院または閉院により、当該認定歯科医療機関において、再治療を受けることが著しく 困難になったとき
- (3) その他認定歯科医療機関において、再治療を受けることができない前2号に掲げる事由と同程度の事由があるとき
- 2. 第1項を適用する場合において、被保証者が再治療事由に該当したときは、他の認定歯科医療機関が、次表の額を上限に無償で再治療を行います。ただし、本保証規約に基づく再治療を行ったことのある被保証者については、次表の額から過去の再治療にかかる費用に相当する額の総額を差し引いた残額を上限に無償で再治療を行うものとします。

保証部位	保証限度額
インプラント体	200,000円
上部構造	100,000円

3. 第1項の事由が生じたときは、被保証者はすみやかに認定歯科医療機関等に通知してください。

#### 第6条 (再治療請求の手続)

- 1. 被保証者は、第4条(保証の内容)に規定する再治療事由に該当したときは、本保証規約に基づき無償で再治療を受けることができます。
- 2. 再治療事由に該当したときは、被保証者は、すみやかに認定歯科医療機関等に通知してください。
- 3. 第1項の規定にかかわらず、本保証規約に基づく再治療事由の該当が認められなかったときは、有償で再治療を行います。

#### 第7条(再治療請求権の消滅)

再治療を請求する権利は、再治療事由に該当した日からその日を含めて2年間請求がない場合には消滅します。

# 第8条(被保証者の住所の変更)

- 1. 被保証者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに認定歯科医療機関等に通知してください。
- 2. 第1項の通知がなかった場合には、認定歯科医療機関等の知る最終の住所または通信先に発した通知は、被保証者に到達したものとします。

## 第9条(保証の解除)

- 1. 次のいずれかに該当する場合には、保証期間中であっても、認定歯科医療機関等が指定する日をもって保証を解除することができます。
  - (1)被保証者の詐欺行為(未遂も含みます)があったとき
  - (2)被保証者が正当な理由なく、認定歯科医療機関等が求める書類の提出を拒み、または認定歯科医療機関等が行う調査を正当な理由がなく妨げたとき、もしくは認定歯科医療機関等が求める事実を告げず、もしくは不実のことを告げたとき
  - (3)被保証者が、認定歯科医療機関等の求めにもかかわらず、第3条(被保証者の遵守義務)に規定する義務を遵守しないとき
- (4)被保証者が暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と言います。)に該当することが認められ、保証が反社会的勢力の資金、便宜の提供となりうるとき、また認定歯科医療機関等の社会的信頼を損なうとき
- 2. 認定歯科医療機関等は、第 1 項の規定により、保証が解除された場合には、当該解除日以降の保証を行いません。
- 3. 保証の解除は、解除日以降、将来に向かってのみ、その効力を生じます。
- 4. インプラント埋入手術後の、被保証者による保証の解約および返金の請求は、お受けできかねます。

## 第 10 条 (保証の消滅)

次のいずれかに該当した場合、該当した時から保証は消滅したものとします。

- (1)被保証者が死亡したとき
- (2) 保証書に記載された保証限度額に到達したとき

## 第 11 条(保証の適用範囲)

この保証は、認定歯科医療機関においてのみ有効とします。

## 第 12 条 (個人情報の利用および第三者への提供)

- 1. 被保証者は、認定歯科医療機関等が、被保証者の個人情報および要配慮個人情報(以下、あわせて「個人情報等」といいます。)を取得し、下記の目的の範囲内での利用に同意するものとします。
- (1) 保証の登録
- (2) 再治療事由に該当した場合の円滑かつ適切な再治療
- (3) 保証に関連するサービスの提供
- (4) 医療向上への寄与(臨床データ収集、研究等への寄与)
- (5) 病状管理および診療維持にかかわる業務の案内
- (6) 保証制度の健全な運営
- (7) 認定歯科医療機関等ならびに提携先のサービスの提案・提供
- 2. 被保証者は、認定歯科医療機関等が、個人情報等を、下記のように第三者へ提供されることがあることを同意するものとします。
- (1) 提供の目的および提供先
- ① 医師等(認定歯科医療機関以外の医師をいいます。)の第三者に対し、保証請求内容に関する事実確認を行う場合
- ② 再保証契約の締結や再保証金の請求のため、本保証や再治療に関する情報を再保証会社等に提供する場合
- ③ 被保証者の紹介依頼に従い、他の認定歯科医療機関を紹介する場合
- ④ ガイドデント・ネットの利用により、他の認定歯科医療機関に保証継承する場合
- (2) 第三者に提供される個人情報の項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、喫煙歴、糖尿病履歴、医院名、医院電話番号、オペ情報、カルテ・サブカルテ情報、口腔内写真、X線・CT画像等、ガイドデント保証データベースに登録された内容

(3)提供の手段・方法

電話、郵送、ファクシミリ、電子メール等インターネット通信を利用した電子的手段等

(4) 契約状況

個人情報の取扱いにつきましては、提供先と機密保持契約を締結し、提供先が適切に個人情報保護を行うよう義務付けております。

- 3. 認定歯科医療機関等は、業務を委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報等を当該業務委託先に提供する場合があります。
- 4. 認定歯科医療機関等は、個人情報等を下記の通り共同して利用することがあります。
  - (1) 共同して利用される個人情報の項目:第12条2項2号の定めと同じ
  - (2) 利用目的

臨床データ収集を行っている研究所、大学および企業等との共同研究のため

(3) 共同して利用する者の範囲

上記目的のために何らかの契約を結ぶ医師、大学、企業等

(4) 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

株式会社ガイドデント 個人情報保護管理者 米山 農

- 5. 被保証者の個人情報等の認定歯科医療機関等への提供は任意ですが、提供されない場合、第 1 項に記載の業務に支障が生じ、保証登録が完了できない等、被保証者自身が不利益を被る場合があることを被保証者は同意するものとします。
- 6. 被保証者より提供された個人情報等について、被保証者は、利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示の請求を下記苦情相談窓口に申し出ることができます。その際、ガイドデントは、被保証者本人であることを確認した上で、合理的な期間、法令等に定められた範囲内で対応します。

個人情報に関するお問い合わせ窓口:株式会社ガイドデント 苦情相談窓口担当 東京都渋谷区笹塚 1-54-7 TEL:03-6276-8360

個人情報保護管理者:株式会社ガイドデント 営業推進 米山 農 東京都渋谷区笹塚 1-54-7 TEL:03-6276-8360

#### 第 13 条 (損害賠償)

被保証者が、本保証規約に違反したとき、または、その他不法行為によって保証期間内に認定歯科医療機関等に損害を与えたときは、認定歯科医療機関等は、被保証者に対して損害賠償を求めることがあります。

## 第 14条(保証規約の変更)

ガイドデントは、事前の通知、被保証者の承諾なしに本保証規約を改定、変更することができます。その通知は Web サイト上への提示により行うものとし、提示された時点をもって完了したものとします。申し出のない場合、承認したものとみなし、生じた不利益について責任を負いません。

## 第 15 条(保証規約に定めのない事項)

本保証規約に定めのない事態が生じた場合には、ガイドデントが誠実に取扱いを決定します。

2005 年 4 月 1 日制定2010 年 12月1 日改定2011 年 1 月 1 日改定2011 年 7 月 1 日改定2013 年 7 月 1 日改定2013 年 5 月 1 日改定2014 年 5 月 1 日改定2016 年 4 月 1 日改定2017 年 7 月 1 日改定2024 年 6 月 10 日改定